



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
10 月 29 日
第 2252 号
水 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示

結核予防法による医療担当機関の指定 (健康対策課)	987
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退 (健康対策課)	987
都市計画法に基づく公聴会の開催 (都市計画課)	988

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告 (県民生活課)	988
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (住宅課)	989
道路の指定公告 (住宅課)	989
落札者決定の公告 (企画調整課)	990

○ 公 安 委 員 会 告 示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による遊技機の検定結果 (生活安全企画課)	990
銃砲刀剣類所持等取締法の規定による行政処分に伴う聴聞の告示 (生活安全企画課)	991

告 示

滋賀県告示 第 573 号

結核予防法 (昭和 26 年法律第 96 号) 第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療担当機関として次のものを指定した。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
若 草 診 療 所	草津市若草五丁目 13-1	平成 15. 10. 1
つ ち だ 内 科 医 院	八日市市緑町 3-6	平成 15. 10. 1
医療法人社団山崎クリニック	神崎郡能登川町躰光寺 1-1	平成 15. 10. 1
松 本 診 療 所	彦根市平田町 376-3	平成 15. 10. 1
彦 根 会 営 薬 局	彦根市開出今町 1524-4	平成 15. 8. 1
有限会社山川薬局エスパ店	高島郡新旭町旭一丁目 8-5	平成 15. 9. 1
ふ れ あ い 三 光 薬 局	大津市浜大津三丁目 1-6	平成 15. 10. 1
た ん ぽ ぽ 薬 局 守 山 店	守山市守山五丁目 5-27	平成 15. 10. 1

滋賀県告示 第 574 号

結核予防法 (昭和 26 年法律第 96 号) 第 36 条第 4 項の規定に基づき、次の指定医療機関は指定を辞退した。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
若 草 診 療 所	草津市若草五丁目 13	平成 15. 9. 30
医 療 法 人 社 団 児 玉 整 形 外 科	神崎郡能登川町躰光寺 1-1	平成 15. 9. 30
三 光 薬 局	大津市浜大津三丁目 1-6	平成 15. 9. 30

滋賀県告示 第 575 号

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 16 条および滋賀県都市計画公聴会規則 (昭和 44 年 滋賀県規則 第 62 号。以下「規則」という。) 第 2 条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 日時 平成 15 年 11 月 19 日 (水) 午後 2 時から
- 2 場所 八日市市役所別館 (勤労福祉会館) 2 F 大ホール 八日市市緑町 11-17
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 近江八幡八日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
 - (2) 都市計画区域の範囲 近江八幡市、八日市市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、五個荘町および能登川町の全部
- 4 公述の申出 規則 第 5 条 第 1 項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3 (1) に示す市町の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期限 平成 15 年 10 月 29 日 (水) から平成 15 年 11 月 12 日 (水) まで
なお、郵送による場合は、平成 15 年 11 月 12 日 (水) までに (5) に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
 - (4) 公述人の選定 規則 第 6 条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人あて通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
滋賀県土木交通部都市計画課 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県東近江地域振興局建設管理部管理建築課 〒 527-8511 八日市市緑町 7-23
近江八幡市都市整備課 〒 523-8501 近江八幡市桜宮町 236
八日市市都市計画課 〒 527-8527 八日市市緑町 10-5
安土町事業課 〒 521-1392 蒲生郡安土町小中 1-8
蒲生町地域振興課 〒 529-1592 蒲生郡蒲生町市子川原 676
日野町建設計画課 〒 529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目 1
竜王町建設計画課 〒 520-2592 蒲生郡竜王町小口 3
五個荘町地域整備課 〒 529-1492 神崎郡五個荘町竜田 2-3
能登川町都市整備・商工課 〒 521-1292 神崎郡能登川町躰光寺 262

公 告

国土調査の成果の認証公告

東浅井郡浅井町大字大路の一部における国土調査の成果は、国土調査法 (昭和 26 年 法律 第 180 号) 第 19 条 第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条 第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 調査を行った者の名称 浅井町
- 2 調査を行った時期 平成 8 年 6 月 27 日から平成 14 年 3 月 31 日まで
- 3 成果の名称 東浅井郡浅井町大字大路の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東浅井郡浅井町大字大路の一部
- 5 認証年月日 平成 15 年 10 月 22 日

国土調査の成果の認証公告

東浅井郡浅井町大字大路の一部における国土調査の成果は、国土調査法 (昭和 26 年 法律 第 180 号) 第 19 条 第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条 第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 調査を行った者の名称 浅井町
- 2 調査を行った時期 平成 12 年 6 月 27 日から平成 15 年 3 月 30 日まで
- 3 成果の名称 東浅井郡浅井町大字大路の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東浅井郡浅井町大字大路の一部
- 5 認証年月日 平成 15 年 10 月 22 日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

開発許可を受けた者の住所・氏名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
守山市浮気町 300-15 グランドメゾン 4-525 吉田 馨	守山市川田町字南浦 337-1	485.61 m ²	平成 15. 10. 22	006093

道路の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 4 号の規定による道路として、次のとおり指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部住宅課および滋賀県甲賀地域振興局に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
甲賀郡水口町大字虫生野地先 (虫生野土地区画整理事業地内)	甲賀郡水口町虫生野 1099 番地 3 水口町虫生野土地区画整理組合 理事長 種村俊彦	1,954 51	6.0 1.0	

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条の規定により公告する。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 借入物品名および数量 キャンパス LAN システム (本体部分) (搬入、据付け、配線、調整等を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県立大学図書情報センター 〒 522-8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749-28-8235
- 3 落札者を決定した日 平成 15 年 10 月 3 日 (金)
- 4 落札者の氏名および住所 〒 540-0007 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町 3-15
- 5 落札金額 2,402,400 円 (月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成 15 年 8 月 6 日 (水)

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第 112 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 20 条第 4 項の規定に基づく遊技機の検定結果について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 9 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

検定に適合した機種

検 定 番 号	遊 技 機 の 種 類	製 造 業 者 名	型 式 名
30073000	ぱ ち ん こ 遊 技 機	(株) ソ フ ィ ア	C Rサンバムーチョ V S X 2
30073500	〃	〃	C Rサンバムーチョ V S X
30066200	〃	(株) 藤 商 事	C Rサンダーバード 2 C
30064400	〃	〃	C Rサンダーバード 2 S
30067700	〃	〃	C Rサンダーバード 2 Y
30068000	〃	〃	C Rサンダーバード 2 V
30077400	〃	(株) 平 和	C Rゴルゴ 1 3 X K 2
34050500	回 胴 式 遊 技 機	山 佐 (株)	ピカゴロウ 2
34055600	〃	〃	ニューパルサー X
34058900	〃	〃	トゥエンティーセブン R
34059800	〃	〃	ウミニバン
34064500	〃	〃	キングパルサーエース
34064100	〃	(株) ネ ッ ト	リオデカーニバル
34060000	〃	〃	デカダン

34061300	〃	〃	モットチバリヨ-30
34046600	〃	〃	バクザン

滋賀県公安委員会告示 第 113 号

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年 法律 第 6 号) 第 11 条 第 1 項の規定による行政処分について、同法 第 12 条 第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成 15 年 10 月 29 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 川 治 甫

- 1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 松岡 正
- 2 聴聞の日時 平成 15 年 11 月 27 日 (木) 午後 3 時 30 分から
- 3 聴聞の場所 大津市京町四丁目 1 番 2 号 滋賀県警察本部

